

投資信託に関する手数料等の概要

投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に、**最大3.15%**の申込手数料（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に**最大0.50%**の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の**最大年1.945%**（消費税込み）を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

なお、投資信託に関する手数料等の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。

販売手数料

投資家が投資信託を購入する際、または申込金額・申込口数に応じて販売会社に支払う手数料のことをいいます。申込手数料ともいいます。

信託報酬

受益者が、ファンドの運用や管理にかかる費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用のことです。委託会社・受託会社・販売会社の業務に対する対価として支払われます。

監査費用

ファンドで取得している有価証券や資金などの分別管理が適切に行われているかなどについて公認会計士などの有資格者による監査が義務付けられています。監査に必要な費用は信託財産から支払われます。

信託財産留保額

換金（解約）時に基準価額から控除されるもので、ファンドに発生する有価証券の売却費用などを、換金を行う受益者に負担してもらうために徴収する金額です。運用の安定性を高めると同時に、他の受益者との公平性を確保するために運用資金の一部として信託財産に組入れられます。